

地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターと
一般社団法人 大阪府農業会議の生物多様性に関する連携協定書

(目的)

第1条 地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センター（以下「甲」という。）と一般社団法人 大阪府農業会議（以下「乙」という。）は、連携して相互の機能の充実に資し、生物多様性に関する一般市民の意識の向上と生物多様性の保全に資することを目的として、本協定を締結する。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携して取り組むものとする。

- (1) 生物多様性に関する普及啓発、情報発信に関すること
- (2) 生物多様性の保全に資すること
- (3) 地域社会への貢献に関すること
- (4) その他、甲及び乙が必要と認めること

(協議)

第3条 前条の各事項に関する具体的な取り組みについては、甲及び乙で協議のうえ決定する。

(有効期間)

第4条 本協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲及び乙のいずれから終了の申し入れがない限り継続するものとする。

(その他)

第5条 本協定の解釈に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して決定する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

令和2年3月2日

甲 大阪府羽曳野市尺度442
地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所

理事長

内山哲也

乙 大阪市中央区農人橋2丁目1番33号
JAバンク大阪信連事務センター3階
一般社団法人 大阪府農業会議

会長

中谷清